

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、
翌日と日
の翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計条例及び鳥取
県有料道路料金徴収条例を廃止する条例

◇規 則 鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則を廃止する規則

◇告 示 字の区域の新設等

条 例

鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計条例及び鳥取県有料道路料金
徴収条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第十二号

鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計条例及び鳥取県有料道路
料金徴収条例を廃止する条例

次に掲げる条例は、廃止する。

一 鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計条例（昭和三十九年七月

鳥取県条例第四十五号）

二 鳥取県有料道路料金徴収条例（昭和四十年六月鳥取県条例第二十六

号）

附 則

1 この条例は、昭和五十七年四月一日から施行する。

2 鳥取県有料道路大山環状道路事業特別会計の昭和五十六年度の収入及
び支出並びに決算に関しては、なお従前の例による。

規 則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十五号

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則を廃止する規則

鳥取県有料道路料金徴収条例施行規則（昭和四十年十月鳥取県規則第四十九号）は、廃止する。

附 則

この規則は、昭和五十七年四月一日から施行す。

告 示

鳥取県告示第三百七十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、船岡町長から次のとおり字の区域を新たに画し、及び変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設及び変更は、昭和五十七年四月一日からその効力を生ずる。

昭和五十七年三月三十一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字の名称	同上の区域（昭和五十七年二月十五日現在の地番による。）
大字船岡 字丸山	大字船岡字上山田六七八の五、六八三の二、六八四の二、六八五の二から六八五の五まで、六八六の二、六八六の三、六八七、六八七の一、六八七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、大字船岡字丸山下分六七〇から六七二まで、六七四及び六七四の一、大字船岡字寺ノ下六八八から六九〇まで、六九〇の一、六九一、六九一の内第一、六九二、六九二の一、六九三、六九三の一、六九三の二、七〇〇の一、七〇〇の二、七〇〇の三、七〇六、七〇六の一及び七〇六の二並びに大字船岡字新部荘口上分七三三の一、七三三の二、七三四次一、七三四の三から七三四の五まで、七三五次一、七三五の二から七三五の五まで及び七三六の四
区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年二月十五日現在の地番による。）
大字船岡 字丸山下分	大字船岡字丸山下分のうち六七〇から六七二まで、六七四及び六七四の一以外の区域並びに大字船岡字上山田六七八の一から六七八の四まで、六七八の七から六七八の二二まで及びこれらと一体をなす国有地並びに六八三の二、六八四の二及び六八五の四と一体をなす国有地
大字船岡 字上山田	大字船岡字上山田のうち六七八の一から六七八の五まで、六七八の七から六七八の二二まで、六八三の二、六八四の二、六八五の二から六八五の五まで、六八六の二、六八六の三、六八七、六八七の一、六八七の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
大字船岡 字寺ノ下	大字船岡字寺ノ下のうち六八八から六九〇まで、六九〇の一、六九一、六九一の内第一、六九二、六九二の一、六九三、六九三の一、六九四から六九六まで、六九六の一、六九九

<p>大字船岡 字新部庄口上分</p>	<p>大字船岡 字東谷</p>	
<p>大字船岡字新部庄口上分のうち七三三の一、七三三の二、七三四次一、七三四の三から七三四の五まで、七三五次一、七三五の二から七三五の五まで及び七三六の四以外の区域</p>	<p>大字船岡字東谷のうち七〇八、七一〇次一及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>六九九の一、六九九の二、七〇〇の一、七〇〇の二、七〇一の二、七〇六、七〇六の一及び七〇六の二以外の区域並びに大字船岡字東谷七〇八、七一〇次一及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>